

# 別府市建設工事に関する業務委託契約に係る最低制限価格制度試行要領

制定 平成 25 年 3 月 29 日  
別府市告示第 80 号  
改正 平成 26 年 3 月 25 日  
別府市告示第 100 号  
平成 28 年 3 月 31 日  
別府市告示第 142 号  
平成 29 年 3 月 31 日  
別府市告示第 147 号  
平成 31 年 4 月 1 日  
別府市告示第 175 号  
令和元年 9 月 2 日  
別府市告示第 360 号  
令和 6 年 4 月 1 日  
別府市告示第 168 号  
令和 6 年 4 月 26 日  
別府市告示第 246 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）に伴う測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の委託契約（以下「建設工事に関する業務委託契約」という。）を締結しようとする場合における最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、入札に当たって予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として最低制限価

格を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象となる競争入札は、予定価格が50万円を超える建設工事に関する業務委託契約とする。ただし、契約担当者が最低制限価格制度を採用する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(最低制限価格の基準)

第4条 最低制限価格は、別表の業務区分に応じ予定価格算出の基礎となった同表の①から④までの欄に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる額である場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 予定価格に10分の8.1(測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5)を乗じて得た額を超える額  
予定価格に10分の8.1(測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5)を乗じて得た額

(2) 予定価格に10分の6(地質調査業務にあつては3分の2)を乗じて得た額に満たない額  
予定価格に10分の6(地質調査業務にあつては3分の2)を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要と認める場合は、契約ごとに、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で契約担当者の定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(1) 測量業務及び地質調査業務以外の業務 予定価格の10分の6から10分の8.1まで

(2) 測量業務 予定価格の10分の6から10分の8.2まで

(3) 地質調査業務 予定価格の3分の2から10分の8.5まで

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、建設工事に関する業務委託契約に係る最低制限価格制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

(施行期日等)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする建設工事に関する業務委託契約から適用する。

附 則（平成26年3月25日告示第100号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第142号）

この要領は、平成28年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する業務委託から適用する。

附 則（平成29年3月31日告示第147号）

この要領は、平成29年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する委託業務から適用する。

附 則（平成31年4月1日告示第175号）

この要領は、告示の日から施行し、改正後の第4条及び別表の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する業務委託から適用する。

附 則（令和元年9月2日告示第360号）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第168号）

この要領は、告示の日から施行し、改正後の第4条及び別表の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する業務委託から適用する。

附 則（令和6年4月26日告示第246号）

この要領は、告示の日から施行し、改正後の第4条の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する業務委託から適用する。

別表（第4条関係）

業務区分	①	④	④	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
水道関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額